

滋賀県立看護師等養成所授業料資金

制度案内（令和4年度版）

○ 滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与制度とは

滋賀県立看護師等養成所授業料資金（以下「授業料資金」という）は、滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱に基づき、滋賀県立総合保健専門学校・滋賀県立看護専門学校に在学する方で、卒業後に滋賀県内の医療機関等（P3参照）で看護師等として仕事をしたいと考えている方に、滋賀県が勉学を続けるのに必要な資金を貸す制度です。

この制度は滋賀県内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付であるため、返還免除の条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

卒業後、県内の医療機関等に就業し、規定の期間以上継続して勤務する意思があるのか、よくお考えいただき申請をする前に十分検討してください。

なお、予算に限りがありますので、申請者数が予算枠数を超える場合には、希望者全員に貸与を行えないことがあります。

○ 貸与月額

現在、滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校に在学し、卒業後、県内の医療機関等（P3参照）において看護師等として業務に従事する意思をもってのこと。

○ 貸与月額

22,050 円／月※

※ただし、大学等における修学の支援に関する法律（高等教育の修学支援新制度）による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第Ⅰ区分（満額の支援）の者については、月額 18,600 円の貸与とする。

用語説明

養成施設	：	滋賀県立総合保健専門学校・滋賀県立看護専門学校
看護師等	：	看護師、歯科衛生士
貸与	：	お金を貸すこと。
返還	：	借りたお金を返すこと。
返還免除	：	借りたお金を返さなくてもよくなること。
従事・就業	：	看護師等として業務に従事すること。

滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療人材確保係

所在地 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

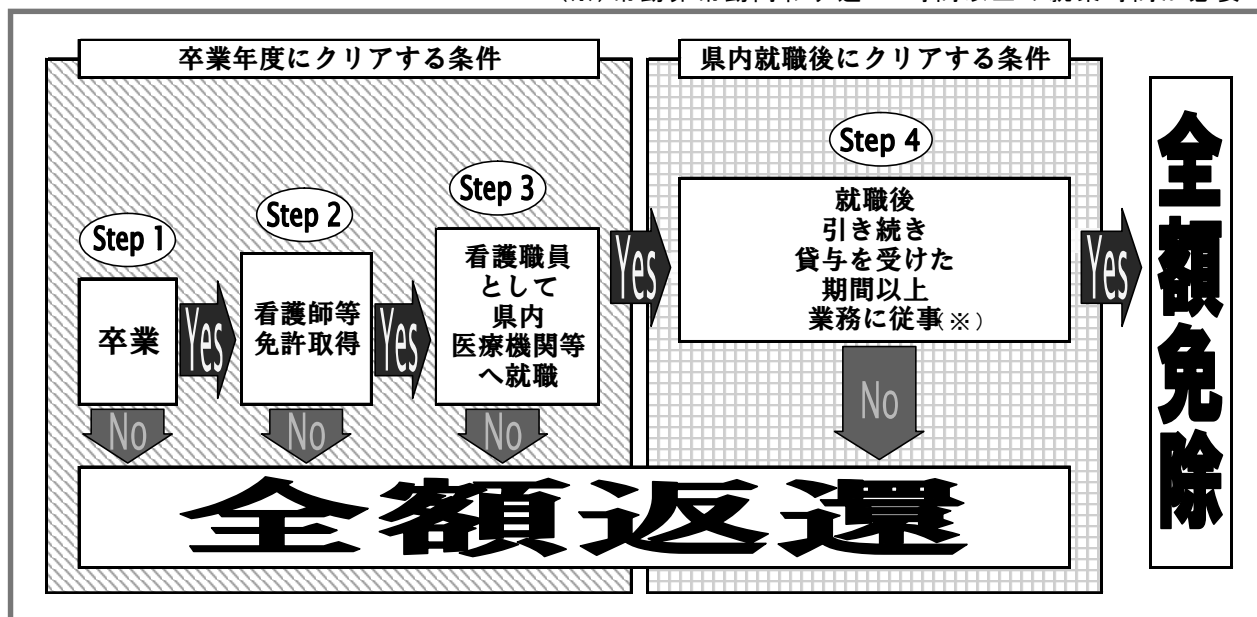
TEL 077-526-8188 FAX 077-528-4859

○ 授業料資金＝貸付制度

授業料資金は貸付金ですので、貸与生は滋賀県に対し債務（借りたお金を返済する義務）を負うこととなります。そのため、貸与が終了した後に必ず返還しなければなりません。

ただし、免除に必要な条件を全て満たしたときに限り、必要な手続きを経たうえで債務の免除を受けることができます。

(※)常勤非常勤問わず週 30 時間以上の就業時間が必要



○ 返還

次の事由に該当すれば、授業料資金を返還しなければなりません。

区分	返還事由	返還
在学中	①養成所を退学したとき。	全額返還
	②成績不良などの理由で、貸与決定を取り消されたとき。	
卒業年度	③養成所卒業の年度に実施される授業料資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格しなかったとき（受験しなかった場合も含む。）。	
	④資格試験合格後直ちに、授業料資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許を取得しなかったとき。	
免許取得後	⑤免許取得後直ちに看護師等として県内の医療機関等に就業しなかったとき。	
就職後	⑥就業後、引き続き看護師等として業務に従事した期間が授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間になるまでに、県内の医療機関等において業務に従事しなくなったとき（業務外の理由により死亡した場合を含む。）。（注）	

※注 業務に従事した期間は、月単位で判定します。

○ 返還の方法について

授業料資金の返還については、一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合でも、貸与を受けた期間内に均等払いにより返還しなければなりません。

(例) 24 カ月の貸与を受けた場合は、24 カ月以内に返還する

○ 返還猶予

次の事項に該当する場合は、その事項が続いている間、返還の期間を延ばすことができます。

- ① 他種の看護師等の養成施設に進学したとき。
- ② 疾病や負傷により、看護師等の業務に従事できないやむを得ない理由があるときなど。

○ 返還の免除

養成所を卒業後、次の条件を全て満たせば、必要な手続きを行うことにより、授業料資金の返還の免除が受けられます。

条件 1	養成所の卒業の年度に実施される、授業料資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許(注1)の資格試験に合格し、直ちに免許を取得すること。
条件 2	免許取得後直ちに県内の医療機関等に就業し、引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上(注2)、看護師等として業務に従事すること。

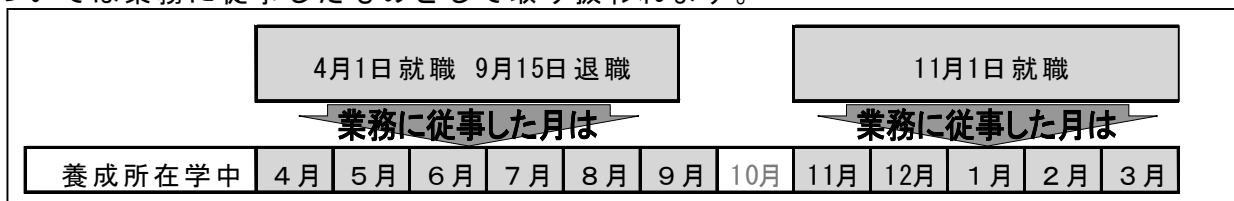
(注1) 看護師養成課程＝看護師の免許

歯科衛生士養成課程＝歯科衛生士の免許

(注2) 24ヵ月貸与を受けた場合は24ヵ月以上の業務従事期間

図解 条件2の「直ちに」、「引き続き」について

業務に従事した月は、月単位で判断します。月の途中で就職・退職した場合でも、その月については業務に従事したものとして取り扱われます。



- ① 免許取得後「直ちに」とは、「卒業した年の4月に」ということになります。
- ② 「引き続き」については、同一の医療機関等で勤務しなければならないということではありません。一旦退職しても、県内の医療機関等に無就業の月が発生しないうちに再就職すれば「引き続き」業務に従事したものとして取り扱われます。
- ③ このケースでは10月が無就業となっています。このような場合は「引き続き」業務に従事したことになりませんので、10月以前の業務従事期間によらず全額返還になります。

○ 県内の医療機関等

県内の医療機関等とは、滋賀県内の下記の医療機関のことをいいます。

① 病院	④ 訪問看護事業所および 介護予防訪問看護事業所	⑦ 老人ホーム
② 診療所(歯科診療所含む。)	⑤ 介護老人保健施設	⑧ 福祉施設の一部など
③ 助産所	⑥ 自治体	⑨ 看護師等養成所などの教員

注意事項

- 1 養護教諭として就業したときや医業類似行為(あんま、はり、きゅう、マッサージ)の施術所は、看護師等としての就業とは認められません。
- 2 同一の設置者(医療法人等)が複数の医療機関等を開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際も、その時点で全額返還になります。

○ 振込先口座

- ① 授業料資金は、貸与生本人名義の口座へ振り込まれます。口座の指定は貸与申請の際に行っていただきます。貸与生本人以外の名義の口座を指定することはできません。
- ② 振込先として指定できる口座は、普通預金、総合預金または当座預金に限ります。（貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。）
- ③ 銀行に指定の口座がない場合は、貸与生本人名義の口座を開設してください。
- ④ 同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

○ 貸与の時期および方法

授業料資金は、9月と1月にそれぞれ6ヶ月分をまとめて貸与生本人名義の口座へ振り込まれます。ただし、事情により支払月を変更することがあります。

○ 貸与期間

授業料資金は、1年単位で貸与を行います。今年度に貸与決定を受け、次年度も貸与を受けようとする際は、次年度に継続申請を行っていただく必要があります。

また、貸与は各学年1回のみとなりますので、留年等の理由により進級できなかった場合は次の学年に進級するまでの間、貸与を受けることはできません。

○ 貸与の停止

貸与決定を受けた後でも、休学・停学した際は貸与が停止されます。速やかに在学養成施設を通じ必要な手続きを行ってください。

また、退学した際は授業料資金を全額返還していただきます。

○ 貸与契約の解除

貸与決定を受けた後でも、次の場合には貸与契約を解除し授業料資金を全額返還していただきます。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他授業料資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

○ 連帯保証人

連帯保証人とは債務者と連帯して債務を負う保証人のことで、債務者と同様の責任を負いますので、債務の全額の返済を求められることがあります。

授業料資金の貸与を受けるには連帯保証人が2名必要です。**連帯保証人になっていただく方には事前にこの制度についてよく理解していただいた上で署名を求めてください。（貸与申請書には連帯保証人の自署、実印での押印および印鑑登録証明書の添付が必要となります。）**

〈連帯保証人の資格等〉

- ・一定の職業を有し、独立の生計を営む成年人
- ・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者であること（ただし、どちらか1名は貸与生と同住所でも構いません）
- ・貸与生が未成年（18歳未満）の場合は1名を法定代理人（親権者）としてください。

○ 借用証書

貸与生には、貸与終了（卒業・退学）のときに貸与生および連帯保証人の署名による「借用証書」を提出していただきます。

○ 貸与終了後の手続きについて

授業料資金は、貸与生が養成施設に在学している間、一時的にお貸しするものです。**全額返還されるか、返還免除の条件を全て満たし、所定の手続きを終えるまでは、貸与生は滋賀県に債務（借金）を負っていることとなります。**

このため、養成所を卒業されるときや、その後に、免除を受けるとき、返還をするとき、住所や氏名を変更したときなどには、条例・規則に定められた手続きを行っていただかなければなりません。

卒業後の手続きについては、貸与生が卒業される際に、卒業後の手続きなどを取りまとめた「しおり」をお渡しします。

これらの手続き・申請をどれか一つでも怠ると、たとえ免除の条件を満たしている場合であっても、全額一括返還等になります。

【記入例】

課程コード表より記入

・過去に滋賀県から授業料資金または修学資金の貸与を受けていた場合は、当時の「貸与台帳」等を参照して自分の修学生番号を記入すること。
 ・**今回初めて滋賀県から授業料資金を借りる人は、記入不要。**

黒または青の万年筆またはボールペンで記入してください。
 (フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。)

様式第1号

滋賀県立看護師等養成所授業料資金 貸与申請書 (新規) 継続

新規・継続のどちらかに○をすること

資金	課程	修学生番号					
3	3	1	2	3	4	5	6

・氏名は左詰で記入すること。
 ・姓と名の間は1マスあけて記入。
 ・濁点も1字とする。

氏名	カタカナ	シカカハナコ	性別	生年月日		
	漢字	滋賀花子	男	西暦(年)	月	日
			女	2002	0	5
					0	1

学年	入学年月		卒業(見込)年月		貸与希望月額※	貸与希望期間		
	西暦(年)	月	西暦(年)	月		西暦(年)	月	まで
1	2022	04	2025	03	22050	2022	04	2023
								03

※大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第Ⅰ区分(満額の支援)の者については、貸与月額を18,600円に読み替える。

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の申請の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	左欄が右欄のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> A. 第Ⅰ区分(満額の支援)の認定を受けた	<input type="checkbox"/> B. 認定対象外、または認定を受けたが第Ⅰ区分ではない
	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> C. 申請したが、まだ減免認定結果が通知されていない	

※授業料資金貸与申請後に第Ⅰ区分(満額の支援)の減免認定結果通知がされた場合、速やかに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」の写しを提出すること。

・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請を行った者は、必ずA~Cのいずれかにチェックすること。

・Aの者は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書の写し」を添付すること。(授業料資金の貸与額は月額18,600円となります。)

施設名	県立琵琶湖看護専門学校	課程名	看護師養成3年課程全日制
-----	-------------	-----	--------------

・在学中の施設名・課程名を記入すること。

※新規申請者のみ記入すること

過去に「滋賀県看護職員修学資金」の貸与を受けたことの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	左欄が右欄のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	貸与を受けたときの養成施設・課程名	琵琶湖高等学校 衛生看護科
	<input type="checkbox"/> 無		貸与を受けたときの氏名	滋賀 花子

有の場合のみ記入

・過去に滋賀県から授業料資金または修学資金の貸与を受けたことのある場合は、必ず記入すること。

・申請日を必ず記入すること。

滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱の規定により授業料資金の貸与を受けたいので申請します。

滋賀県知事 2022年6月1日

申請者	郵便番号	520-8577	住所	大津市京町四丁目1番1号	電話番号	077-528-3611	氏名	滋賀 花子
連帯保証人(法定代理人)	郵便番号	520-8577	住所	大津市京町四丁目1番1号	電話番号	077-528-3611	氏名	滋賀 太郎
			生年月日	1985年3月5日	申請者との続柄	父		
連帯保証人	郵便番号	524-0022	住所	守山市守山五丁目4番10号	電話番号	077-578-9999	氏名	滋賀 次郎
			生年月日	1966年3月4日	申請者との続柄	叔父		

・シャチハタ印不可。
 ・連帯保証人等と同姓の場合は、印影の異なる印鑑を使用すること。

・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者とする。ただしどちらか1名は貸与者と同居でも構いません。
 ・連帯保証人欄については、必ず連帯保証人が自ら記入すること。同筆跡は無効。

・シャチハタ印不可。

・添付する印鑑登録証明書(提出日の前3箇月以内に発行されたもの)と同じ印鑑を押印すること。

口座振替依頼書

(新規申請者のみ記入すること)

滋賀県知事	新規申請者のみ記入	氏名	滋賀 花子
-------	-----------	----	-------

・通帳を見ながら間違わないように記入すること。

・継続申請の場合は記載不要。
 ただし、婚姻等による氏名変更や金融機関の統廃合等により、やむを得ず振込先口座が変更になった場合は、記入すること。(原則、変更不可)

私が滋賀県から受ける貸付金については、下記の預金口座に振込下さるよう依頼します。

銀行名	支店名	金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号
滋賀 銀行 信組 信	県庁 本店 支店 出張所		10	①普通預金 2当座預金	99999999
口座名義(カタカナ)	シカカハナコ				

※ 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
 ※ 印鑑登録証明書は、提出の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。

1. 申請手続きについて

※提出書類について不明な点があれば事前にお問合せください。

(1) 提出書類

① 滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与申請書（兼）口座振替依頼書

・ P5 の記入例および P8 の記入要領を確認のうえ記入すること。

② 連帯保証人の印鑑登録証明書

・ 発行後 3 か月以内のものに限る。

③ 世帯全員の住民票 ※不備がある場合は再取得となりますので御注意ください。

・ 住民票記載事項証明書は不可。

・ 本人および④の家計支持者が記載された証明書を全て提出すること。

・ 「世帯主」と「続柄」の記載が必要。「本籍」は不要。

④ 家計支持者の令和 3 年 1 月～12 月分の所得にかかる課税（非課税）証明書

・ 所得金額、課税額および控除の内訳が記載された証明書であること。

※右ページを参照し、誰の証明書が必要か確認すること。

⑤ (新規申請者のみ) 振込先口座に指定する通帳見開きページの写し

・ 支店名、預金種目、口座名義、口座番号等が確認できるものを添付すること。

※①～⑤のほか、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出先および提出期日

・ 在学する養成施設が指定する期日までに各養成施設あて提出してください。

(3) 注意事項

・ 以下の場合は授業料資金の貸与ができません。

(1) 卒業後に県内医療機関等において業務に従事する意思がない場合

(2) 申請書の記載事項に不備がある場合、または提出書類の不足がある場合

(3) 過去に「滋賀県看護職員修学資金」「看護師等養成所授業料資金」の貸与を受けた者について、資金の返還で滞納があった場合や、必要書類が未提出であった場合

課税（非課税）証明書について

以下のいずれに当てはまるか確認し、必要な証明書を取得すること。

ア. 父母がいる場合

→父母（2名分）の証明書（就業していない場合でも証明書が必要）

- ・入学年度の4月1日現在で学生本人が20歳未満の場合で、実家を離れて一人暮らし等をしている場合も**父母（2名分）の証明書**が必要。
- ・父または母が単身赴任等により学生本人と別居している場合も**父母（2名分）の証明書**が必要。
- ・父母が離婚調停中の場合も**父母（2名分）の証明書**が必要。

イ. ひとり親の場合（両親が離婚している場合を含む）

→家計を支えている父または母（1名分）の証明書

- ・ただし、父または母に内縁関係（事実婚）にある者がいる場合は、**父または母とその内縁関係（事実婚）にある者（2名分）の証明書**が必要。

ウ. 父母が両方ともいない場合

→父母に代わって家計を支えている人（2名いれば2名分）の証明書

特に、次のAまたはBに当てはまる者は、以下の書類の提出が必要です。

A 配偶者がいる場合（内縁関係（事実婚）を含む）

→学生本人と配偶者（2名分）の証明書

- ・ただし、学生本人が他の者から学費や生活費等の援助を受けている場合、**その学費や生活費等の援助をしている者の証明書**も必要

B 入学年度の4月1日現在で学生本人が20歳以上で、住民票上、学生本人が世帯主かつ配偶者がいない場合→学生本人と学費や生活費等の援助をしている者（2名いれば2名分）の証明書

2. 貸与申請書 記入要領

(1) 記入にあたっての注意事項

- ・黒または青の万年筆またはボールペンで、丁寧に楷書で記入してください。
(フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。)
- ・記入を誤ったときは、誤った部分に二重線を引き訂正印を押してください。

(2) 記入内容

ア) 「課程」欄

- ・該当するコード番号を次の表から選んで記入してください。

コード番号	課程
3	看護師 3年課程 全日制
9	歯科衛生士

イ) 「修学生番号」欄

- ・過去に看護職員修学資金または授業料資金の貸与を受けたことがある人は、自分の修学生番号を記入してください。
- ・今回初めて滋賀県から授業料資金の貸与を受ける人は、何も書かないでください。

ウ) 「氏名」欄

- ・フリガナは、左詰め1マスに1字ずつ記入してください。(濁点は1字として取り扱ってください。)
- ・フリガナは、姓と名の間に1マス開けてください。

エ) 「性別」欄

- ・該当する方を○で囲んでください。

オ) 「生年月日」・「入学年月」・「卒業(見込)年月」年月欄

- ・それぞれ西暦で記入してください。

カ) 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の申請の有無」欄

- ・養成所へ減免申請を行った者は「有」を○で囲み、該当する項目のいずれかに☑を付けてください。

キ) 「養成施設名」・「課程名」欄

- ・省略せず正しく記入してください。
- ・(新規申請者のみ) 過去に看護職員修学資金または授業料資金の貸与を受けたことのある人は、貸与を受けたときの養成施設名・課程名・氏名を記入してください。

ク) 「申請者」・「連帯保証人」欄

- ・それぞれの欄は、必ず本人の自筆により記入してください。
- ・未成年者(18歳未満)の方が申請される場合、親権者の方は「連帯保証人(法定代理人)」欄に記入してください。
- ・連帯保証人の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印してください。

(3) 添付書類等

- ・連帯保証人の印鑑登録証明書は、貸与申請書の右肩の裏側にホッチキスで留めてください。

2. 口座振替依頼書 記入要領 (新規申請者のみ記入)

(1) 記入内容

ア) 「支店コード」

- ・預金通帳を参照して記入してください。(「金融機関コード」欄は記入不要)

イ) 「預金種別」欄

- ・預金通帳を参照して記入してください。
- ・「総合口座」を振込先として希望される方は、「1 普通預金」に○をしてください。

ウ) 「口座番号」欄

- ・預金通帳を参照して間違いのないように記入してください。

エ) 「口座名義」欄

- ・左詰め1マスに1字ずつ記入してください。(濁点は1字として取り扱ってください。)
- ・姓と名の間に1マス開けてください。